

鴨川市魅力体験広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第13号

鴨川市魅力体験広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市魅力体験広場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和3年鴨川市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（利用時間）

第2条 休憩棟の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「第3条」を「第4条」に改める。

別記第3号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。

別記第4号様式中「第4条」を「第5条」に改める。

別記第5号様式中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。